

令和7年度 静岡県いじめ問題対策連絡協議会 資料

令和7年12月23日(火)
県庁西館4階第一会議室A

静岡県いじめ問題対策連絡協議会

1 趣旨

関係機関及び諸団体との連携を図り、本県におけるいじめ防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」第14条に基づく「いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例」により「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。

2 概要

(関係法令等)

「いじめ防止対策推進法」(2013年)(以下「法」と言う。)

「いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例の一部を改正する条例」(2025年改正)

「静岡県子どもいじめ防止条例」(2016年)

「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」(改訂版・2018年)

静岡県いじめ問題対策連絡協議会(法第14条第1項)

委員

学校、県・市町教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、弁護士、医師、心理・福祉の専門家、保護者の代表者 計19名

内容

いじめの防止等に関する事項について調査審議し、これらの事項に関して、関係機関間の情報交換、連携の推進、方針や具体策等に関する協議

静岡県いじめ問題対策本部(法第14条第3項)

委員

弁護士、精神科医、学識経験者(2)、心理・福祉の専門家(2) 計6名

内容

いじめの防止のための方策及び具体的な事案について調査、研究を実施(第三者委員会)

静岡県いじめ問題対策検討部会

委員

教育監、教育総務課参事、教育政策課長、教育政策課人権・教員育成室長、教育DX推進課課長代理、義務教育課指導監、高校教育課指導監、特別支援教育課指導監、健康体育課課長代理、社会教育課課長代理、県総合教育センター副所長、静岡教育事務所指導監、静岡西教育事務所指導監、私学振興課課長代理、総合教育課班長、こども家庭課長代理 計16名

内容

「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」の検証及び改訂に関すること

「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」並びに「静岡県いじめ問題対策本部」の成果に基づく対策の検討及び実行に関すること

いじめ防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処、関係機関との連携等)の対策の推進に関すること

その他

検討部会を組織する課等の実務担当者で構成する担当者会を設置

各市町教育委員会 / 各学校(学校いじめ防止対策委員会、法第22条)

静岡県のいじめの状況等

1 概要

文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果に基づき、本県のいじめの状況等を整理し、今後のいじめの防止等の取組の参考とする。

2 調査の結果（概要）

(1) 認知件数（国公立・小・中・高・特別支援学校合計）

ア 認知件数の推移 * 指定都市を含む

（単位：件）

年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
全国	543,933	612,496	517,163	615,351	681,948	732,568	769,022
静岡県	16,847	14,345	11,909	20,122	23,314	25,921	28,093

イ 本県と全国の比較（令和6年度） * 指定都市を含む

（単位：件）

	静岡県	全国
認知件数	28,093 (25,921)	769,022 (732,568)
1,000人当たりの認知件数	77.7 (70.4)	61.3 (57.9)

（ ）内は、前年度の数値。

ウ 本県における1,000人当たりのいじめ認知件数（校種別）

（単位：件）

校種	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校		
	R 4	R 5	R 6	R 4	R 5	R 6	R 4	R 5	R 6	R 4	R 5	R 6
全国	89.1	96.5	101.9	34.3	38.1	42.6	4.9	5.5	5.9	20.7	22.3	23.8
県（公立）	101.5	116.5	122.9	58.2	62.0	77.0	0.7	1.8	1.8	11.9	49.8	52.4
県（私立）	12.4	13.3	5.6	8.8	8.6	8.3	1.1	1.6	1.7	-	-	-

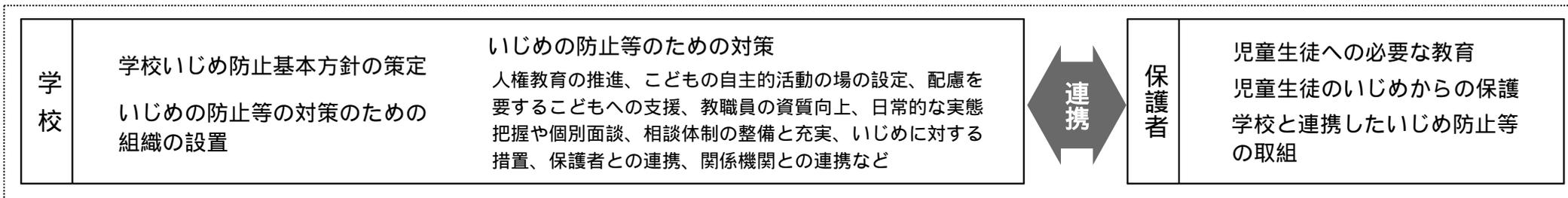
(2) 重大事態の発生件数（国公立・小・中・高・特別支援学校合計） * 指定都市を含む（単位：件）

年度	R 3	R 4	R 5	R 6
全国	705 (1,000人当たり0.05)	919 (1,000人当たり0.07)	1,306 (1,000人当たり0.10)	1,405 (1,000人当たり0.11)
静岡県	16 (1,000人当たり0.04)	19 (1,000人当たり0.05)	29 (1,000人当たり0.08)	35 (1,000人当たり0.10)

静岡県には、政令市（静岡市・浜松市）を含む。

令和7年度 県・県教育委員会の取組

「いじめ防止対策推進法」「静岡県子どもいじめ防止条例」「静岡県いじめ防止等のための基本的な方針」に基づき、総合的な対策を推進



<p>県・県教育委員会</p>	<p>【未然防止、早期発見及び対処】</p> <p>非認知能力の育成 「静岡県いじめ問題調査専門部会」の設置 いじめ防止啓発強調月間の実施 「静岡県人権教育の手引き」の活用 各学校における人権教育全体計画及び年間指導計画の作成促進 人権教育研究指定校における研究及び成果の還元 各種相談機関の積極的な周知 静岡型デジタルプラットフォームの更なる活用 いじめ対応に係る教員の資質向上 いじめ対応に係る説明会や協議会等の開催 居心地のよい学校づくり推進事業の実施（御殿場市・藤枝市） スクールカウンセラー等活用事業 スクールソーシャルワーカー活用事業 スクールネットパトロール事業 スクールロイヤー活用事業 青少年を取り巻く有害情報環境対策事業 静岡県総合教育会議を通じた取組の推進 静岡県いじめ調査委員会の設置</p>	<p>【関係機関等との連携】</p> <p>静岡県いじめ問題対策連絡協議会 関係機関間の情報交換、連携の推進、及び方針や具体策等について協議</p> <p>* 学校、県・市町教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、弁護士、医師、心理・福祉の専門家、保護者</p> <p>静岡県いじめ問題対策本部 有効な対策の検討、重大事態の調査</p> <p>* 弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家</p> <p>静岡県いじめ問題対策検討部会 上記協議会及び対策本部の議論を踏まえ、総合的な対策を検討、実施</p> <p>* 県及び県教育委員会の関係各課</p>
-----------------	---	--

1 令和7年度の取組

(1) 教育政策課

【関係機関等との連携】

- ・「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」の開催
- ・「静岡県いじめ問題対策本部」の開催
- ・「静岡県いじめ問題対策検討部会」の開催

【未然防止、早期発見、早期対応の推進】

- ・非認知能力の育成
- ・「静岡県いじめ問題調査専門部会」の設置
- ・いじめ防止啓発強調月間の実施
- ・「静岡県人権教育の手引き」の活用
- ・各学校における人権教育全体計画及び年間指導計画の作成促進
- ・人権教育研究指定校における研究及び成果の還元
- ・各種相談機関の積極的な周知（いじめ防止対策ウェブサイトによる周知等）
- ・「人権教育担当者研修会」（悉皆）の実施
- ・「多様性を認め合う学級づくり実践研修」の実施
- ・「いじめに対応する学校づくり推進研修」の実施

(2) 教育DX推進課

【未然防止、早期発見、早期対応の推進】

- ・「ICT活用支援研修（情報モラルとセキュリティ）」の実施
- ・「情報モラル研修」の実施（オンデマンド）
- ・「静岡型デジタルプラットフォーム」の更なる活用

(3) 義務教育課 静東・静西教育事務所での内容を含む

- ・市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議の実施
- ・静岡県の生徒指導研究協議会の実施
- ・スクールカウンセラー活用事業に関すること（SC等活用事業連絡協議会、SCスキルアップ研修会、SCの配置、SCが行う校内研修）
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業に関すること（SSW連絡協議会、SSWスキルアップ研修会、SSWの配置）
- ・スクールロイヤー活用事業に関すること（法律相談、いじめ予防に関する授業、市町教育委員会研修会における講義等）
- ・いじめ重大事態に係る市町への助言・指導
- ・「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」取りまとめ、公表
- ・生徒指導全般に係る市町への助言・指導
- ・社会情動的スキルの観点を取り入れた「人間関係づくりプログラム」の改訂
- ・居心地のよい学校づくりの推進（指定校における研究）

(4) 高校教育課

- ・「生徒指導地区研究協議会」県内 10 地区ごと、年 4 回程度実施。
- ・「生徒指導主事研修会」の実施。
- ・「スクールネットパトロール事業」の実施。
- ・「スクールロイヤー活用事業」におけるいじめの予防教育の実施
- ・「静岡県版 SEL～人間関係づくりプログラム」の作成

(5) 特別支援教育課

【学校の取組への支援と取り組み状況の点検】

- ・スクールカウンセラーの配置
- ・スクールロイヤー活用事業の実施
- ・生徒指導状況調査の実施

【教員研修の実施】

- ・生徒指導連絡協議会の年 2 回実施
- ・一人一人の発達を支える発達の支持的生徒指導の充実
- ・いじめの重大事態の発生を防ぐための未然防止・平時からの備え日常からの取組の徹底
- ・人権教育全体計画と年間指導計画を見直し改善できる講義・演習

(6) 健康体育課

【関係機関との連携】

- ・総合教育センター主催研修「人権教育」の実施（新規採用養護教員研修、新規採用栄養教諭研修、養護教諭 6 年次研修）
- ・こども家庭課との連携 「ヤングケアラーについて」（静岡県養護教員研修会：小中学校）
- ・講義「いじめ発見からの警察との連携について」の実施（養護教諭指導リーダー研修：小中高特の養護教諭）

(7) 社会教育課

【広報啓発】

- ・内閣府主唱の「青少年の被害・非行防止全国強調月間」（毎年 7 月）に合わせて、「静岡県青少年の非行・被害防止強調月間」と題して、各市町と連携しながら総合的な非行・被害防止活動を展開しており、運動期間の重点課題のひとつに「重大ないじめ・暴力行為等の問題行動への対応」を掲げ、各市町を通じてリーフレットの配布による啓発活動を行う。
- ・スマホルールアドバイザーによる講座や、「家族で話そう！！わが家のスマホルール」啓発物（ワークシート）の配布を通じ、「静岡県が考えるスマホルール」の一つとして、誹謗中傷の書き込みをしないように呼びかける。

(8) 総合教育センター小中学校支援課

【静岡県生徒指導研究協議会（静西・静東）】

- ・学校間、地域間の格差の解消に向けて、県内全ての公立小・中学校の生徒指導担

当者を対象にした、静岡県の生徒指導基本理念の講義

- ・テーマ：「『支える生徒指導』を基盤とした不登校の未然防止と組織的対応」
- ・常葉大学 太田正義氏による講演
- ・自校のいじめの未然防止に加え、不登校対策・支援の充実について考えるグループワーク

【生徒指導総合研修(推薦研修)】

- ・日本大学 藤平敦氏、中西部発達障害者支援センター 櫻井郁也氏、常葉大学 太田正義氏、静岡大学 小林朋子氏、関西外国語大学 新井肇氏による講演等
- ・情報モラルや特別支援、教育相談などの広い視野で、いじめの未然防止や初期対応に取り組むための、センター指導主事による講義、演習
- ・地域間、学校間の格差の解消に向けて、異校種や同校種の教員でいじめの未然防止の取組や初期対応などの情報を共有するグループワーク

【初任者研修】

- ・いじめに対する理解や対応を促進するため、センター指導主事による4層構造や法令遵守とを結びつけた「支える生徒指導」についての講義、演習

【人間関係づくりプログラム(静岡県版SEL)の改訂(継続)】

- ・改訂指定校からのアンケートなどを基にした指導案の作成、修正

(9) 総合教育センター高等学校支援課

- ・初任者研修の「生徒指導」の講義において法的根拠に基づく対応について説明
- ・生徒指導総合研修(期～期)において講演や講義、グループワークを通して、法に基づいた組織的な対応について研修を実施
- ・生徒指導地区研究協議会において、協議される内容についての指導・助言
- ・年次別研修や定期訪問における教科別研修において、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた教室文化(他者と関わり合える環境、学習自体に向かう姿勢、学び合い支え合う学級集団)の醸成がいじめを生まない風土に繋がることについて説明
- ・学校等支援研修での学校の要望に応じた「いじめ防止対策」等の講義・演習
- ・希望研修「人権課題を『知る』『見つめる』『感じる』研修」等で、教員のこどもたちの人権についての感覚を養う研修を実施
- ・定期訪問において、「発達支持的な生徒指導の充実」の視点から、支援の在り方について理解を深め、教員の授業改善、生徒の学習改善を図る校内研修を実施

(10) 私学振興課

- ・「静岡県いじめ問題対策検討部会」への参加
- ・初任者教員研修会、生徒指導専門部会及び生地研等を通じた、いじめを含む生徒指導等への慎重な対応の要請
- ・学校に対する、いじめ防止対策推進法及び「いじめ防止対策の徹底といじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の理解徹底及び遵守等の要請 並びに関係機関と連携した非行防止のための指導の充実・強化の要請
- ・各種協議会、会議等を通じて公私立学校が連携し、警察や地域社会の協力を得ながらいじめを含む問題行動等を抑止する社会環境づくりに努める

静岡県こども・若者施策推進本部会議

1 概要

令和7年3月に策定した「しずおかこども幸せプラン(令和7年度～11年度)」に基づき、全庁を挙げて少子化対策、こども・子育て支援、こどもの貧困対策、こども・若者育成支援等の総合的かつ計画的な推進を図るため、静岡県こども・若者施策推進本部を設置する。

なお、計画を着実に推進していくため、推進本部内にプロジェクトチームを設置し、庁内横断的に施策の推進を図る。

【令和7年度プロジェクトチーム】

- ・共働き・共育てプロジェクトチーム
- ・いじめ防止と不登校のこども支援プロジェクトチーム
- ・外国につながるこども・若者の支援プロジェクトチーム

2 本部会議の開催

第1回 令和7年6月9日(月) プロジェクトチームの取組方針(案)

第2回 令和7年11月14日(金) プロジェクトチームの取組(案)中間報告

3 いじめ防止と不登校のこども支援プロジェクトチーム

(1) 構成

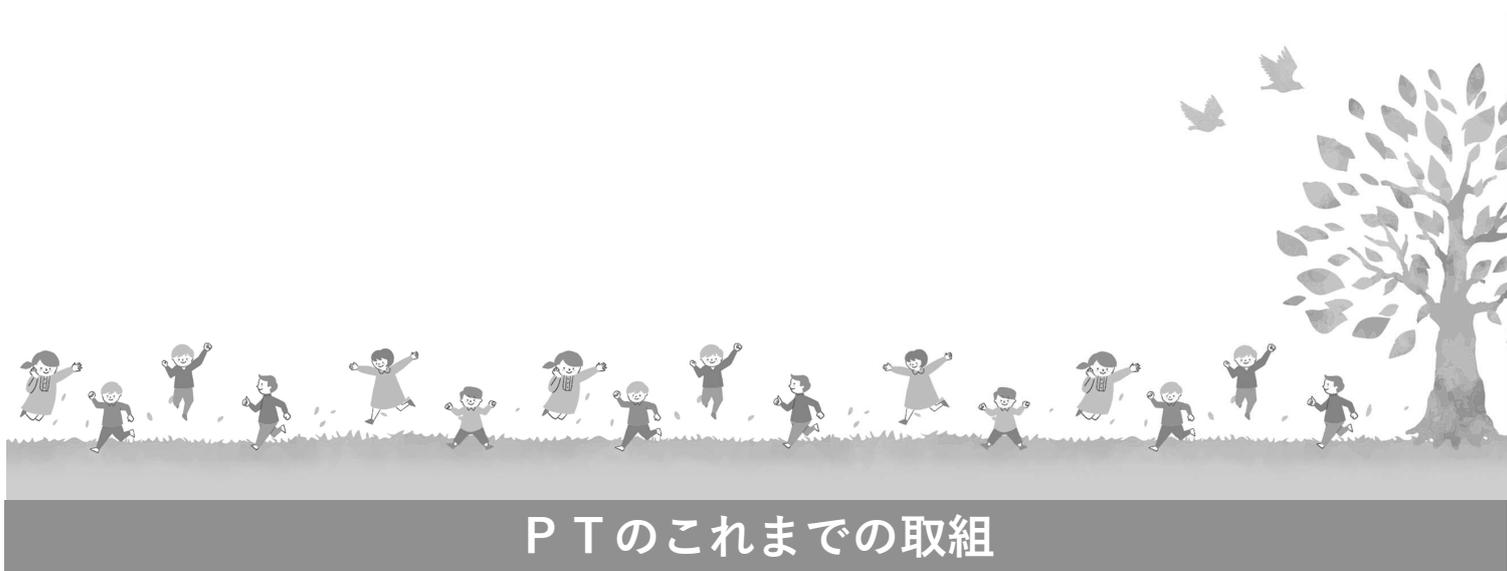
教育政策課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、社会教育課、地域福祉課、福祉長寿政策課、こども政策課、こども家庭課、私学振興課、人身安全少年課

(2) 取組の方向性

8頁、9頁のとおり

○いじめ防止対策、不登校の子どもへの体制構築・連携強化

○児童生徒へのアウトリーチ・プッシュ型・伴走型支援



PTのこれまでの取組

○既存事業の確認

現在の取組をライフステージや「学校」「学校外」別に整理

○メンバー間で課題を整理・共有

各取組が有効に活用されているかを確認

○関係機関との意見交換

県立学校や警察、民間フリースクールの具体的な取組をヒアリング



現在の取組

分野	取組	乳幼児期	小学生～中学生	高校生	成人期	
学校	いじめ対策		いじめ防止啓発強調月間・教員研修、重大事態対応マニュアル活用<教育>			
	不登校支援		小1ギャップ解消に向けた支援員配置<教育>	多様な学習ニーズに対応した柔軟で質の高い学び<教育>		
	非認知能力の育成		多様な学びの場確保 (公的教育機関と民間施設等との連携推進、しずおかバーチャルスクール設置、フリースクールに対する運営費助成、校内教育支援センター設置促進)<教育>		「気づきカフェ」<教育>	
			人権教育の推進(「人権教育の手引き」活用、研究指定校研究、教員研修実施)、人間関係づくりプログラム活用推進及び改訂<教育>			
	専門機関との連携		居心地のよい学校づくり推進<教育>		コミュニケーションスキル講座<教育>	
			スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー<教育>			
			小中学校ネット安全・安心講座<教育>		スクールネットパトロール<教育>	
			スクールサポーター<警察>			
		相談窓口の充実(24時間SOSダイヤル、なやみ相談ナビ「はなそっと」)<教育>				
学校外	関係機関等との連携		民生委員・児童委員、児童相談所<福祉>			
			いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策本部<教育>			
			いじめ問題対策検討部会<教育>			
			市町教育委員会生徒指導担当者連絡会議<教育>			
			合同相談会、子ども・若者支援ネットワーク<教育>			
			学校警察連絡協議会・学校警察連携制度<警察>			
		誰ひとり取り残さない福祉の仕組みづくり事業、重層的支援体制整備事業費助成<福祉>				

課題・取組の方向性(案)

課題	取組の方向性(案)
●教育・福祉・警察の連携推進 ・関係機関が連携することにより、潜在的な支援が必要なこどもの早期発見につなげる	教育と福祉が連携したデータを活用した支援 ・こどもデータ連携
●学びの保障・専門家への接続体制の充実 ・SC、SSWの人数は限られており、困り感を抱えるこども一人一人に寄り添うことのできる支援体制が必要	地域における不登校のこどもへの切れ目ない支援 ・不登校支援の実施体制構築 ・学びの多様化学校、校内支援センターの市町への設置促進
●困難を乗り越える力の育成 ・予測困難な時代の中、多様化、複雑化する社会を生き抜く力が必要	自己有用感やレジリエンス等の育成 ・非認知能力の育成 ・SPAC演劇手法実践
●生徒の心の不調の見逃しの防止 ・心身の不調・不登校等の兆候について、教員の主観的認知による見逃し等を防ぐことが必要	深刻化する前に早期に兆候を把握できる体制づくり ・心の健康観察
●インターネットの適正な利用 ・学齢期に応じた取組を進めているが、周知啓発は十分ではなく情報モラルが未熟	(検討中)



こどもの非認知能力の育成に向けた取組の推進

1 要旨

予測困難な時代の中、こどもたちが直面し得る課題は多様化、複雑化しており、このような時代を生き抜く力の育成が重要である。

こどもたち一人一人が豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、OECDや文部科学省が推奨する非認知能力（社会情動的スキル）の育成に取り組む。

（非認知能力の育成は、いじめ・不登校等の未然防止としても有効と考える）

県及び県教育委員会の課題意識

- ・かつてのこどもたちは、非認知能力を日常生活を通じて涵養
- ・時代や環境が変わり、教育を通じて非認知能力を系統的、計画的に育む必要
- ・教員主導の講義型授業が多いことから、授業改善を推進し、こどもが資質・能力を発揮する授業を行う必要。併せて、教員の生徒理解を深めることが必要
- ・教員研修を通じた人材育成が重要。研修観の転換により、教員の学びも「主体的、対話的で深い学び」を目指す。同時に、研修の成果を学校現場に還元する工夫を実施

2 令和8年度の取組（予定）

【児童生徒の学習機会の充実】

	内容	担当課
（新規）	「静岡県版SEL ^(注) ～新・人間関係づくりプログラム～」の実施（冊子配付）及び活用事例等の周知（小学校、中学校、義務教育学校はR8から。高等学校はR9から）	義務教育課 高校教育課 静東教育事務所 静西教育事務所 総合教育センター
（新規）	「静岡県版SEL～新・人間関係づくりプログラム～」の活用を促進するため、プログラムの簡易版（ミニプログラム）を作成	義務教育課 静東教育事務所 静西教育事務所 総合教育センター
	各学校における探究的な学びや協働的な学び、自己調整的な学び等が充実するよう、好事例等の情報を発信	義務教育課 静東教育事務所 静西教育事務所
	観点別学習状況評価や個人内評価を各校でさらに充実できるよう、個別の指導計画に係る各種統一様式にて運用	特別支援教育課

（注）SEL（ソーシャル・エモーショナル・ラーニング）
社会情動的スキルを学ぶ教育プログラムの総称。対人関係や感情をコントロールするソーシャルスキル、ありのままの自分を肯定する自己肯定感、困難な状況から回復する力であるレジリエンスなどの育成を目指す。OECDは、問題行動減少や幸福感情向上に繋がるとしている。

【教員の資質向上】

	内容	担当課
（新規）	「静岡県教員育成指標」にこどもの非認知能力の育成に係る内容を設定	教育政策課
	初任者研修「生徒指導の基本」[小・中・高] 6年次研修「生徒指導」[特]	総合教育センター

	中堅教諭等資質向上研修「SELを活かした発達支持的・課題予防的生徒指導」[小・中・高・特]	総合教育センター
	悉皆研修「静岡県の生徒指導研究協議会」 県内全小中学校（政令市を除く）の生徒指導担当者を対象に、静岡県版SELの活用を推進するための講演・協議を実施	総合教育センター
（新規）	希望研修「子どもたちの非認知能力を育む「静岡県版SEL」の活用」（オンデマンド配信）	教育政策課
	希望研修「学びに向かう力、人間性等実践研修」	教育政策課
	希望研修「SEL（社会性と情動の学習-Social and Emotional Learning-）を活かした不登校の未然防止」	総合教育センター
	希望研修「児童生徒のウェルビーイング向上を支える教職員のためのラーニング・セッション」（学力アセスメントの動向と展望、児童生徒の学習過程についてリフレクションする持続的で協働的な授業研究）	総合教育センター
	各学校の授業を参観し、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を進めるための指導助言を実施	静岡教育事務所 静岡西教育事務所
（新規）	「静岡県版SELポータルサイト」を立ち上げ、SELを学ぶ研修動画や実践事例、プログラムデータ等を掲載	義務教育課 静岡教育事務所 静岡西教育事務所
（新規）	教員養成段階におけるSELの理解を促進するため、大学の授業等で活用できる動画コンテンツの作成と県内大学への提供	教育政策課
	国立教育政策研究所や大学と連携し、「学びに向かう力」を育む授業全般の指導手法、指標の開発と検証	総合教育センター
	私立学校教職員研修事業費による補助	私学振興課

インターネットを通じて行われるいじめへの対応

1 概要

インターネットを通じて行われるいじめ（以下「ネットいじめ」）については、関係機関と連携し、児童生徒がネットいじめに巻き込まれていないかどうかの監視、ネットいじめに関する事案に対処する体制の整備、インターネットの適切な利用方法の周知、ネットいじめの防止に資する教育及び啓発活動等、必要な施策を講ずることとなっている。

なお、以下の理由により、ネットいじめへの対応を強化する必要がある。

全国、また本県において「ネットいじめ」の件数は増加傾向（文部科学省調査）

本県の「ネットいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した学校の割合」は全国平均を下回る状況

「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」（令和7年6月6日閣議決定）では、「インターネット上の人権侵害」を各人権課題に横断的な課題として整理

県教育委員会の「令和8年度に学校において意識する人権教育・啓発の視点」に「インターネット上でも人権を尊重しよう（仮）」を追加予定

県及び県教育委員会の課題意識

- ・未公開のSNS上のいじめは発見が困難。未然防止には平常期の取組が重要
- ・SNS上での言葉の使い方と受け止め方の行き違いによるトラブルが増加
- ・スマートフォンを持つ子どもが低年齢化している。学校での対応も必要だが、就学前を含め、情報モラルや情報リテラシーに関する家庭（保護者）への啓発も必要
- ・未然防止や対処において、場合によっては警察との連携も必要

2 令和8年度の取組（予定）

【児童生徒の学習機会の充実】

	内容	担当課
	「静岡県人権教育の手引き」（県HP）に学習例を追加	教育政策課
	特別の教科道徳において、児童生徒の情報モラル育成が充実するよう、学習例等を周知	義務教育課 静東教育事務所 静西教育事務所
	スクールロイヤーによる、いじめ予防に関連する授業の各地区における実施（生徒指導地区研究協議会内で原則1校）	高校教育課
	スマホルールアドバイザーにより、学校等で児童生徒や保護者等に対し、ネットやスマホ利用に関する家庭でのルールづくりについて助言・啓発	社会教育課
	携帯電話事業者と共催し、児童生徒・保護者・教員を対象とした小中学校 ネット安全・安心講座を開催	社会教育課

【児童生徒の状態把握】

	内容	担当課
	児童生徒の感情の変化を収集し可視化するシステム（静岡型デジタルプラットフォーム）を県立高校に提供	教育DX推進課
	ネットパトロールにより、学校非公式サイト、個人プロフィールサイトやSNS等における生徒の書き込みについて監視調査を実施	高校教育課

【児童生徒への相談窓口の周知】

	内容	担当課
	なやみ相談ナビ「はなそっと」の紹介カードを、新小学1年生全員に配布（その他の児童生徒には令和7年度に配布済み）	教育政策課

【教員の資質向上】

	内容	担当課
	情報モラル教育に関する教職員向け研修の実施（オンデマンド研修、県立学校または市町教育委員会からの要望に応じた研修の実施）	教育DX推進課
	いじめの防止や、的確な対応等について示した生徒指導資料「子供たちの未来のために」を配布	義務教育課 静東教育事務所 静西教育事務所
	スクールロイヤーによる、いじめ等の未然防止や法に基づく適切な初期対応についての研修、法律相談を実施	義務教育課 静東教育事務所 静西教育事務所 高校教育課
	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門性を生かし、児童生徒理解を深めるための研修を実施	義務教育課 静東教育事務所 静西教育事務所
	ネットパトロールによる調査及び分析結果を学校へ報告、また、研修会等の開催による資質向上	高校教育課
	特別支援学校教員を対象としたICT研修会、生徒指導連絡協議会等の機会に、ネットリテラシー等に関する内容を周知	特別支援教育課
	学校等支援研修において、生徒指導提要の理解を深めるための講話やワークショップを実施	静東教育事務所 静西教育事務所
	希望研修「情報モラル教育実践研修」（GIGAスクール端末環境下における情報モラル教育の進め方）	総合教育センター

【その他（保護者への啓発）】

	内容	担当課
	家庭でのスマホルールづくりのためのワークシートを学校へデータで提供し、児童生徒を通じ小中学生の全保護者に配布（学校でも活用）	社会教育課

[参考] 文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」

「パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる」(件)

校種	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校		
	R 4	R 5	R 6	R 4	R 5	R 6	R 4	R 5	R 6	R 4	R 5	R 6
全国	9,690	10,356	11,890	11,404	11,327	12,574	2,564	2,724	2,627	262	271	274
県(公立)	216	319	359	516	459	648	7	21	25	4	6	4

インターネットを通じて行われるいじめの防止及び効果的な対処のための啓発活動を実施した学校の割合(%)

校種	小学校			中学校			高等学校			特別支援学校		
	R 4	R 5	R 6	R 4	R 5	R 6	R 4	R 5	R 6	R 4	R 5	R 6
全国	86.3	87.6	88.9	88.0	88.9	89.8	72.4	71.3	72.4	68.4	68.7	71.0
県(公立)	62.6	68.4	76.1	81.4	78.1	75.6	58.8	57.1	46.4	63.2	51.3	62.5

令和8年度「静岡県いじめ防止啓発強調月間」実施要項

1 趣旨

本県におけるいじめ防止のための基本理念は「子どもが安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること」、「子どもが、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること」、「県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること」である。

本基本理念に基づくいじめ防止等のための対策の一層の推進を図り、誰一人取り残されない教育を実現するため、「静岡県いじめ防止啓発強調月間」を制定し、県及び県教育委員会の連携による取組を行う。

2 期間

4月・5月

(校内研修等は、各学校の年間計画において適切に位置付けて実施することができる)

3 実施主体

静岡県・静岡県教育委員会

4 期間中の取組

(1) 県及び県教育委員会

各種広報媒体を活用して、市町教育委員会、学校、保護者、児童相談所、法務局、警察、弁護士、医師、公認心理師、社会福祉士等に本月間を周知するとともに、市町教育委員会及び学校に対する取組を支援する。

(2) 市町教育委員会

管内の各学校の取組を支援する。

(3) 学校

ア 「学校いじめ防止基本方針」を全教職員で確認し、以下のとおり、児童生徒や保護者に対して説明する。

- ・学校ホームページへの掲載
- ・入学式や始業式、学年集会等において児童生徒に説明
- ・入学式やPTA総会、保護者懇談会等で保護者に説明

イ いじめの防止等の対応の充実を図るため、いじめの問題に関する校内研修や教職員の人権感覚を磨く校内研修を行うなど、各学校の実情に即した取組を実施する。

県内において「インターネットを通じて行われるいじめ」が増加の傾向にあることを踏まえ、令和8年度は、別添「インターネットを通じて行われるいじめへの対応ツール」を活用するなど、各学校において未然防止、早期発見及び対処に取り組む。

いじめ防止等に向けた家庭、地域、学校及び関係機関の連携

1 概要

本県では、いじめ防止のための基本理念に基づき、施策を推進している。

【基本理念】

- ・子どもが安心して生活できるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- ・子どもが、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようになること。
- ・県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服すること。

「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」(平成 26 年 3 月 静岡県・静岡県教育委員会(改定 平成 30 年 3 月))には、いじめの未然防止やいじめの早期発見・早期対応において家庭、地域、学校が連携して取り組むことの必要性が示されている。

また、同方針では、家庭、地域、学校の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合には、警察、児童相談所、医療機関などの相談機関や、県人権啓発センター、地方法務局などの人権擁護機関と連携することが大切とされている。

2 意見交換・情報交換

「インターネットを通じて行われるいじめ」の未然防止、早期発見及び対処の取組の充実を図るため、【資料 6】の現状を踏まえ、意見交換・情報交換を行う。

(以下の観点について、所属する機関、団体等の立場から御発言いただき、今後の県の施策の参考とする。)

子どもたちの現状と課題や、各機関・団体の取組状況の紹介

【事例】～【事例】に関する意見・感想等

各機関・団体に対する質問や要望

家庭、地域、学校及び関係機関が連携した取組についての提案

*以下の事例は、東京都HP「こたエール」(ネット・スマホのトラブル相談窓口)を参考に作成

【事例】

(児童生徒) クラスメイトと部活のメンバーが、自分の悪口を言う SNS グループを作っている。友達が招待されて入り、教えてくれてわかった。先生には言わないで欲しいと言われたので、先生には相談できない。学校生活は普通に過ごしているが、部活のメンバーが一番悪口を言っているの、部活を辞めようと思う。

【事例】

（児童生徒）学校内で男子と2人でいたところを同級生に勝手に撮影され、メッセージアプリで個人やグループに写真が拡散されている。SNSにも拡散されているかもしれない。

【事例】

（児童生徒）誰かが自分の写真と名前をSNSアカウントに使っており、プロフィールにも個人情報が書かれている。投稿内容は友達の悪口だった。誰が作ったのか心当たりがなくとても怖い。

【事例】

（保護者）娘のSNSアカウントにダイレクトメッセージ（DM）を通じて暴言が届くようになった。DMには学校の友達の名前も出されているので知り合いだと思われる。個人情報を拡散するとか、生活を脅かすなどが書かれている。

【事例】

（保護者）複数の保護者から、SNSの誰でも見られるページに息子の名前を出して悪口や「死ぬ」という言葉が書かれていると教えられ、スクリーンショットを送ってくれた。書いている相手はずっと仲良しだった友達で、少し前から関係が悪くなった。SNSに悪口が書かれていることを学校へ知らせるべきか悩む。SNSの書き込みは止めさせてほしいが、学校のトラブルではないので、学校への相談も躊躇している。

【事例】

（保護者）友達グループの一人のブログに、娘を非難することが書かれていることがわかった。実名は載っていないが、学校の生徒が見れば娘とわかる内容だった。別の生徒が、書いてはいけないことだとコメントを寄せて注意してくれていた。しかしその後、悪口がひどくなっていた。最初は本人同士で解決させようと様子を見ていたが、本人も落ち込んでいるので、何とかしないといけない。

いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年10月17日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第44号

いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例の一部を改正する条例
いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例（平成26年静岡県条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章・第2章（略）	第1章・第2章（略）
第3章 静岡県いじめ問題対策本部（第10条—第15条）	第3章 静岡県いじめ問題対策本部（第10条—第18条）
第4章 雑則（第16条）	第4章 雑則（第19条）
附則 （会議）	附則 （会議）
第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。	第9条 協議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する。
2・3（略） （組織）	2・3（略） （組織）
第12条（略） （委員）	第12条（略） <u>2 対策本部に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。</u> （委員及び特別委員）
第13条 委員は、弁護士及び精神保健に関して学識経験を有する医師その他の学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。	第13条 <u>委員及び特別委員</u> は、弁護士及び精神保健に関して学識経験を有する医師その他の学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。 <u>（任期）</u>
	第14条 <u>委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u>
	<u>2 委員は、再任されることができる。</u>
	<u>3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。</u>

(本部長及び副本部長)

第14条 (略)

(準用)

第15条 第6条、第7条及び第9条の規定は、
対策本部に準用する。

る。

(服務)

第15条 委員及び特別委員は、職務上知ること
のできた秘密を漏らしてはならない。その職
を退いた後も同様とする。

(本部長及び副本部長)

第16条 (略)

(部会)

第17条 対策本部は、必要があるときは、部会
を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、本部
長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委
員及び特別委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠け
たときは、当該部会に属する委員及び特別委
員のうちから部会長があらかじめ指名する者
が、その職務を代理する。

6 対策本部は、その定めるところにより、部
会の決議をもって対策本部の決議とすること
ができる。

(会議)

第18条 対策本部の会議(以下この条において
「会議」という。)は、本部長が招集する。

2 対策本部は、委員及び議事に関係のある特
別委員の過半数が出席しなければ、会議を開
き、議決をすることができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に
関係のある特別委員の過半数をもって決し、可
否同数のときは、本部長の決するところによ
る。

4 前3項の規定は、部会について準用する。

<p>第4章 雑則 (委任) 第16条 (略)</p>	<p><u>この場合において、第1項及び第3項中「本部長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。</u></p> <p>第4章 雑則 (委任) 第19条 (略)</p>
-------------------------------------	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例

平成26年3月28日

条例第12号

いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例をここに公布する。

いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 静岡県いじめ問題対策連絡協議会(第2条—第9条)
- 第3章 静岡県いじめ問題対策本部(第10条—第15条)
- 第4章 雑則(第16条)
- 附則
- 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るとともに、地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)に基づき静岡県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に設置する附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 静岡県いじめ問題対策連絡協議会

(設置)

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、教育委員会に静岡県いじめ問題対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等に関する事項について調査審議し、及び当該事項に関して教育委員会に建議する。

(組織)

第4条 協議会は、委員20人以内で組織する。

(委員)

第5条 委員は、法第14条第1項の関係者のうちから、教育委員会が任命する。

(任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(服務)

第7条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第3章 静岡県いじめ問題対策本部

(設置)

第10条 法第14条第3項の規定に基づき、教育委員会に静岡県いじめ問題対策本部(以下「対策本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第11条 対策本部は、教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための調査研究等を行う。

(組織)

第12条 対策本部は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第13条 委員は、弁護士及び精神保健に関して学識経験を有する医師その他の学識経験を有する者のうちから、教育委員会が任命する。

(本部長及び副本部長)

第14条 対策本部に、本部長及び副本部長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 本部長は、対策本部の事務を総理し、対策本部を代表する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(準用)

第15条 第6条、第7条及び第9条の規定は、対策本部に準用する。

第4章 雑則

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、協議会及び対策本部の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。